

旗本石河氏知行所の「江戸書状留」(一)

馬部隆弘・吉岡真平

解題

本稿で紹介する「江戸書状留」は、河内国河内郡市場村（大阪府東大阪市）の岩崎清兵衛家に伝わったもので、現在は大阪大谷大学図書館が所蔵する。同家は江戸にいる旗本石河氏の知行所支配を担う立場にあり、その業務に関するやりとりの記録が「江戸書状留」にあたる。

大阪大谷大学図書館が所蔵する岩崎家文書はいずれも古書店から購入したもので、昭和五四年（一九七九）度から翌五五年度にかけて、三次にわたって受け入れられた。そのうち岩崎家文書その1は、土地売券や借用証書などの金融関係の史料で構成されており、専用の木箱一箱を対象となる地域ごとに整理されている。その2は、市場村西側にあたる玉井新田の絵図などで構成される。そして、その3が本稿で紹介する「江戸書状留」にあたる。「江戸書状留」は三冊で構成されるので、便宜的に古いものから順にA・B・Cと呼称しておく。本稿ではそのうちAを翻刻し、続きは次号に掲載する予定としている。

旗本石河氏やその知行所支配については、川村優氏が詳細な検討を加えている¹⁾。それに従えば、豊臣秀吉に仕えていた石河光政の次男勝政が旗本としての初代当主で、元和三年（一六一七）に一一五〇石余の知行を得ている。また、寛永七年（一六三〇）には五〇〇石余の加増を得て、下総国香取郡・千葉郡にて計一七〇〇石余の知行を抱えることとなった。そして寛永一〇年に勝政が堺

奉行となった際に、市場村全村の九二二石余と横小路村のうち七八石余の計一〇〇〇石を河内郡にて加増される。以後幕末まで、同家は二七〇〇石余の知行高で固定していた。なお、「江戸書状留」で江戸へ送る書状の宛先にみえる伊藤六右衛門と渡辺利右衛門は、石河氏の用人にあたる。

一方の岩崎清兵衛家は、江戸時代後期に国文学者で歌人の岩崎美隆（一八〇四年～一八四七年）を輩出したことでも知られる²⁾。早くも明治二十七年（一八九四年）には松尾耕三氏が美隆を紹介しているが、その存在はとりわけ折口信夫氏の紹介によって広く知られることとなった³⁾。さらには、美隆の文芸に関する史料がまとまったかたちで関西大学図書館に収蔵されることで、この史料群の研究は積み重ねられてきた⁴⁾。

岩崎清兵衛家が一族の岩崎平兵衛家とともに石河氏の知行所支配を担ったことは、すでに川村優氏によって指摘されている。川村氏によると、香取郡須賀山村（千葉県東庄町）の多田家と岩崎家が両輪となって石河氏の財政改革に関与したとされる。そのうち多田家は、香取郡八ヶ村の取締役（郷代）を主役とし、加えて勝手賄（金子賄）も担っていた。それに対して岩崎家も、同家文書から寛政四年（一七九二）に勝手賄に就任したことが示される。しかし、岩崎家文書の引用はこの一点のみに限られ、「岩崎清兵衛は本来、市場村の庄屋（大庄屋的性格）として次第に頭角をあらわしたものとよく、現在までの現地調査では、厳密なる意味での性格とその様態を明らかにし得なかった」とされる⁵⁾。

ところが、「江戸書状留」の【A21-1】によると、岩崎清兵衛が「村方取締郷方役」に就いていたことが判明する。すなわち、多田家とほぼ同様の立場にあったとみてよからう。従来は、下総に残る史料から多田家と岩崎家の両輪が描かれてきたが、「江戸書状留」はそこに河内側の視点を加えるものといえる。その点に関連して、岩崎家よりも多田家のほうが石河氏に対する財政的関与が優越していたと、川村氏が度々主張する点には留意したい。⁶江戸により近い多田家のほうが石河氏と連絡が密になるのは当然の成り行きであり、その側面だけみると多田家の存在感は自ずと強調されるからである。

例えば、河内の知行所では下総にはない業務として大坂町奉行への対応が必要で、岩崎清兵衛が石河氏の家来としてそれにあたっていた。この業務の負担は思いのほか大きく、文化一〇年（一八一三）には加役人として山名一学が任じられた。【A2-1】によると、「御奉行所御用」は山名一学が、「村方ノ義」は引き続き岩崎清兵衛が担当している。実際、文政六年（一八二三）に市場村が池島村他二ヶ村を相手取って大坂町奉行所へ訴え出た際にも、山名一学は石河氏の家来として動いている。⁷このように、下総と河内の差異は知行所支配に對する関与の軽重のみで評価するのではなく、関与のありかたに相違があるという見方も必要であろう。したがって、「江戸書状留」は川村氏が提示した石河氏の知行所支配を相対化するうえで、重要な視座を提供するものともいえる。

次に、「御奉行所御用」の内実を把握するために、山名一学の素性について検討しておきたい。【A3-3】によると、山名一学は阿波出身で平島公方の家来だったが、文化二年に平島公方が阿波を退去して京都へ転居するに伴い、浪人になったという。ところが【A2-1】では、文化九年現在の山名一学は医師として大坂の心齋橋に居住しているが、それより前は少なくとも一〇年以前から摂津の難波村に長らく住んでいたらしい。山名一学は木村兼葭堂とも親しく接しており、その日記から天明七年（一七八七）には心齋橋筋の木挽町南之丁に住んでおり、医療に従事していることも確認できる。⁸つまり、文化九年

の少し前に心齋橋筋に出戻ったようである。【A2-1】によると、文化九年時点で山名一学は五三歳なので、二八歳の天明七年段階にはすでに出坂していたこととなる。

したがって、【A3-3】における平島公方の阿波退去を機に浪人となったという情報は虚偽ということになる。それと関連して注意したいのは、【A3-1】の一つ書き一条目にて、大坂町奉行所へ帯刀届を提出すると徹底して身元を糺されることとなるため、手続きが煩雑になると述べている点である。そして、二条目にはそれを回避する策が記される。すなわち、江戸で召し抱えた山名一学を石河氏の命で出坂したことにすれば、大坂町奉行所へは旅宿届を提出するだけで身元は糺されることなく済むという。三条目によると、この策は「其筋之仁」から教えてもらったらしい。

「其筋之仁」が何者なのかは明記されないが、【A3-3】にて山名一学の親戚に都合よく大坂町奉行の同心である久米景利がいるのは注目される。当時の大坂町奉行は平賀貞愛と齋藤利道で、【A3-2】によると久米景利は貞愛の同心であった。そして、山名一学が旅宿届を提出したのも、【A5-5】によると平賀貞愛の役所であった。よって、山名一学を円滑に登用する策を伝授した「其筋之仁」とは久米景利で、その策の実行にも関与した可能性が極めて高い。右の事情を踏まえると、帯刀届を選択すると手続きが煩雑になるというのは表向きの理由で、身元を糺されると京都にいる平島公方に問い合わせが行くので、それを避けたいというのが本心なのではないかと思われる。つまり、平島公方の家来というのは山名一学の僭称であろう。

では、山名一学の実像とはどのようなものだろうか。山名一学の妻は井後鳴鶴で、大坂で医師をしていた井後正因の娘にあたる。⁹鳴鶴は『三字経訓詁解』の訳著で知られる才女である。¹⁰そのため、彼女の素性は世間にも広く知られており、天王寺楽人に音楽を習っていたことや「久米」という名であったこと、あるいは山名一学と同郷の阿波出身であったことなどが土佐藩の下級武士の耳

にも入っている。⁽¹⁾【A3-3】に示されるように山名一学与天王寺楽人が親戚関係にあることや、木村兼葭堂のもとへ一学とともに「おくめ」が訪れていることから、⁽²⁾少なくとも一学与鳴鶴を同郷とする情報は信用してもよさそうである。

平島公方関係の史料には細川氏・斯波氏・仁木氏・桃井氏など室町幕府守護家の名が多数みえるが、山名氏の名は一切確認できない。⁽³⁾いわば山名氏は空席だったのである。そこに目を付けた山名一学は、阿波から出坂してきたので平島公方の家来と称せば信用されると踏んだのではなからうか。医家としての立場を確立するために、衰微した大名家の末裔を語ることにはしばしばみられるが、山名一学もその一例に加えられよう。

以上を踏まえると、虚偽とはいえず、山名一学には相応の由緒が備わっていたといえる。すなわち、「御奉行所御用」をつとめるうえで重視されたのは、武士としての由緒や身分であったと考えられる。その点は、「江戸書状留」Aの冒頭にあたる【A1-1・2】が、大坂町奉行所での年頭儀礼における石河氏家来としての作法をまとめた記事になっていることからみとれる。

なお、「江戸書状留」Aに登場する岩崎清兵衛の諱は【A11-3】にみえるように由政である。「江戸書状留」Aのなかには書状を推敲した部分もみられることから、由政本人の筆とみてよからう。岩崎清兵衛家の家督は、美久―由政―美隆―美英―清平と継承され、大正期に至った。⁽⁴⁾【A16-1】に父由政の見習役候補として登場する清五郎は、まだ二十歳未満とされるので美隆に該当すると考えられる。事実、「江戸書状留」Aの末尾にあたる【A22-4】は、清五郎が父由政の跡を継承した際の礼状となっている。それに対して「江戸書状留」Aの実質的な始まりは、山名一学の登用に関する【A2-1】となっている。すなわち、「江戸書状留」Aは、岩崎由政と山名一学の二人体制であった時期の書状をまとめたものといえる。

最後に、「江戸書状留」Aの作成過程について若干の検討をしておく。【表】

に示したように、「江戸書状留」Aは概ね時代順に並んでいるが、山名一学の登用に先立って由政が退役を願った【A5-1と5】を前後して書き加えているように、実際のやりとりから時期が下って記された部分もある。また、本来の序列とは異なるところに【A4-1・2】を記したのちに、正しい位置に改めて同文の【A8-1・2】を記しているように、過去の書状を編年体でまとめようとする意図も読み取れる。その一方で、後半になると推敲している部分もままみられることから、時期が下るにつれ重要と判断したものを適宜掲載するようになったようである。

註

- (1) 川村優『旗本知行所の支配構造』(吉川弘文館、一九九一年)。
- (2) 『市民が選んだ郷土の人々』(東大阪市教育委員会、二〇一一年) 七九頁。
- (3) 松尾耕三『河内名流伝』下巻(私家版、一八九四年)。折口信夫編『国文学註釈叢書』第一六巻枕草紙紅園抄上・第一七巻枕草紙紅園抄下(名著刊行会、一九三〇年)。松尾氏が岩崎清兵衛家の所在を「花園村」として以降、その誤解が踏襲されることも多いが、【A11-2】にみえるように「花園辻」は市場村のなかの一集落である。なお、岩崎清兵衛家の所在は、『東大阪市の歴史と文化財』(東大阪市教育委員会、二〇一七年) 五九頁に示される。
- (4) 『関西大学所蔵岩崎美隆文庫・五弓雪窓文庫目録』(関西大学図書館、一九七六年)。最近の研究として、藏中さやか「岩崎美隆旧藏私家集の検討」(『関西大学国文学』第一〇四号、二〇二〇年)を挙げておく。
- (5) 前掲註(1) 川村著書一九九頁。
- (6) 前掲註(1) 川村著書一七五頁・一八四頁・二八七頁・三三五頁。
- (7) 岩崎家文書(『枚岡市史』第四卷四六〇頁〜四六三頁)。
- (8) 『兼葭堂日記』天明七年九月二三日条。多治比郁夫「資料紹介 笹崎小竹門人帖」(『大阪府立図書館紀要』第四号、一九六八年)によると、文政八年に山名一学の仲介で宮永千蔵が笹崎小竹の門人となっている例もあるので、一学は小竹とも親交があったようである。
- (9) 水田紀久「遠来の客」(同『水の中央に在り 木村兼葭堂研究』岩波書店、二〇〇二年、初出一九八八年)。

- (10) 鶴島俊一郎『三字経』の江戸期版本について(『東洋文化』復刊第八九号、二〇〇二年)。
- (11) 太田素子『江戸の親子』(中央公論社、一九九四年)一九八頁。
- (12) 『兼葭堂日記』寛政二年七月二十九日条。『京都府愛宕郡村志』二四六頁によると、寛政七年に久米は大徳寺碧玉庵に「紫式部碑」を建立している。この石碑は大徳寺大慈院に移されて現在も残る。
- (13) 『那賀川町史料編 平島公方史料集』(二〇〇六年)。
- (14) 馬部隆弘「一七世紀後半における医家由緒の創作と大名家への仕官」(『三浦家文書の調査と研究』研究代表者村田路人、大阪大学大学院文学研究科日本史研究室・枚方市教育委員会、二〇〇七年)。
- (15) 土橋真吉「岩崎美隆先生伝」(『杠園詠草』岩崎清平、一九一六年)所収系図。

〔付記〕本稿で紹介する史料は、二〇二一年度に吉岡が大阪大谷大学へ提出した卒業論文「旗本石河氏知行所における中間支配層」を執筆するにあたって翻刻したものである。なお、本稿に掲載するにあたって馬部が校訂を加えた。史料中には差別的用語もみられるが、歴史学的立場に鑑みて表記はそのままとしている。また、解題は吉岡の卒業論文などを参照しつつ、馬部が執筆した。

【表】「江戸書状留」A編年表

| 番号 | 年月日 | 差出 | 宛先 | 同文 |
|------|--------------|------------------|---------------------|-----|
| 1-1 | 年月日欠 | — | — | |
| 1-2 | 年月日欠 | — | — | |
| 5-1 | (文化9).5.11 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 5-2 | 文化9.5.11 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 5-3 | (文化9).5.11 | 岩崎平兵衛・岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 5-4 | (文化9.5.11) | — | — | |
| 5-5 | (文化9).5.11 | 岩崎平兵衛 | 両所 | |
| 2-1 | (文化9).9.12 | 兩人 | 兩人 | |
| 2-2 | (文化9.9.12) | — | — | |
| 3-3 | 文化9.12.- | 山名一学 | — | |
| 3-2 | (文化9).12.12 | 平賀信濃守組久米孫三郎景利 | 石河金之助内伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 3-1 | 文化9.12.17 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 3-5 | (文化9).12.17 | 岩崎平兵衛・岩崎清兵衛 | 伊藤・渡辺 | |
| 3-4 | (文化10).1.- | 石川金之助 | 平賀信濃守・斎藤伯耆守 | 3-6 |
| 6-5 | (文化10).3.- | 石河金之助 | 平賀信濃守・斎藤伯耆守 | |
| 6-3 | (文化10).4.9 | 石河金之助家来岩崎清兵衛 | 奉行所 | |
| 6-4 | (文化10).4.9 | 石河金之助家来山名一学 | 奉行所 | |
| 6-1 | (文化10).4.13 | 清兵衛 | 兩人 | |
| 6-2 | (文化10).4.13 | 平兵衛・清兵衛 | 兩人 | |
| 7 | (文化10).4.26 | 岩崎清兵衛 | 兩人 | |
| 8-1 | (文化12).11.7 | 兩人 | 両所 | 4-1 |
| 8-2 | (文化12).11.7 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | 4-2 |
| 9-1 | (文化13).1.14 | — | — | |
| 9-2 | (文化13).1.14 | 兩人 | 兩人 | |
| 10 | (文化13).2.23 | 兩人 | 兩人 | |
| 11-1 | (文化13).4.1 | 兩人 | 両所 | |
| 11-2 | (文化13).4.1 | 兩人 | 両所 | |
| 11-3 | (文化13).4.1 | 岩崎平兵衛清房・岩崎清兵衛由政 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 11-4 | (文化13).4.1 | 岩崎平兵衛・岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 12 | (文化13).10.5 | 岩崎清兵衛 | 両所 | |
| 13-1 | (文化13).12.11 | 岩崎平兵衛・岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 13-2 | (文化13).12.11 | 兩人 | 両所 | |
| 13-3 | (文化13.12.11) | — | — | |
| 13-4 | (文化13).12.11 | 岩崎清兵衛 | 兩人 | |
| 14 | (文政元).5.9 | 岩崎清兵衛 | 両所 | |
| 15-1 | (文政元).7.19 | 岩崎清兵衛 | 兩人 | |
| 15-2 | (文政元).7.19) | — | — | |
| 16-1 | (文政2).6.11 | — | 伊藤・渡辺 | |
| 16-2 | (文政2).6.11 | — | 伊藤・渡辺 | |
| 17-1 | (文政3).2.1 | 岩崎平兵衛・山名一学・岩崎清兵衛 | 両所 | |
| 17-2 | (文政3).2.1 | 岩崎平兵衛・岩崎清兵衛 | 両所 | |
| 17-3 | (文政3).2.1 | 岩崎平兵衛・山名一学・岩崎清兵衛 | 両所 | |
| 17-4 | (文政3).2.1 | 兩人 | 両所 | |
| 18 | (文政3).3.12 | 岩崎清兵衛 | 両所 | |
| 19-1 | 文政3.7.22 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 19-2 | 文政3.7.22 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 20-1 | (文政4).12.5 | 岩崎清兵衛 | 兩人 | |
| 20-2 | (文政4).12.5 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 21-1 | 文政5.8.26 | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 21-2 | (文政5).8.- | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 21-3 | (文政5).8.- | 岩崎清兵衛 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 22-1 | 文政5.11.晦 | 岩崎清兵衛 | 伊藤・渡辺 | |
| 22-2 | (文政5).11.晦 | 清五郎 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |
| 22-3 | (文政5).11.晦 | 岩崎清兵衛 | 伊藤・渡辺 | |
| 22-4 | (文政5).11.晦 | 清五郎 | 伊藤六右衛門・渡辺利右衛門 | |

翻刻

(表紙)

江 文化八年
戸 書状留
未極月改

(裏表紙)

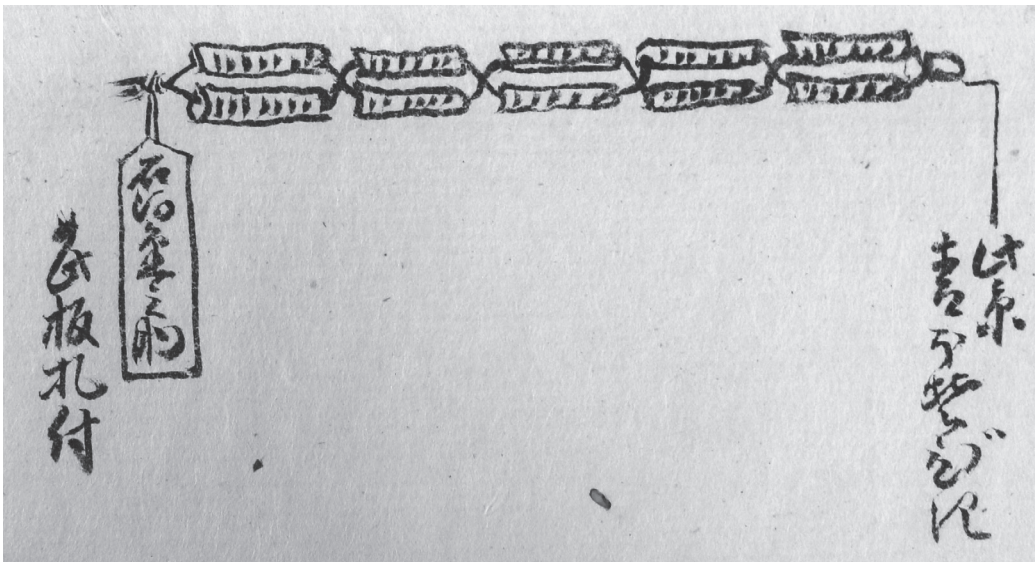
石河金之助内
岩崎清兵衛

【A1-1】

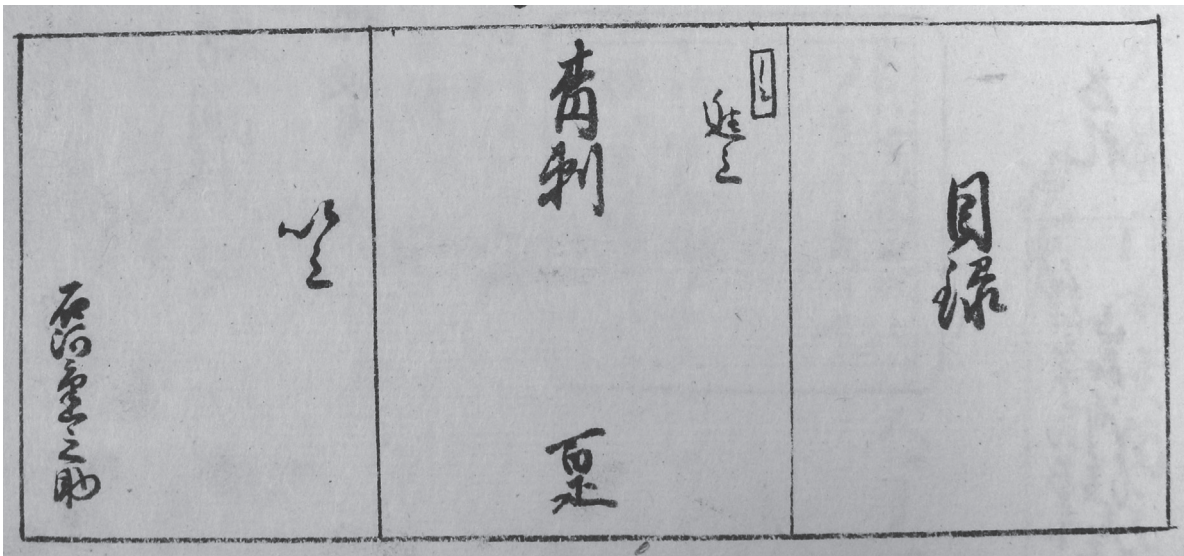
御奉行所 年始之折

入用之品左之通

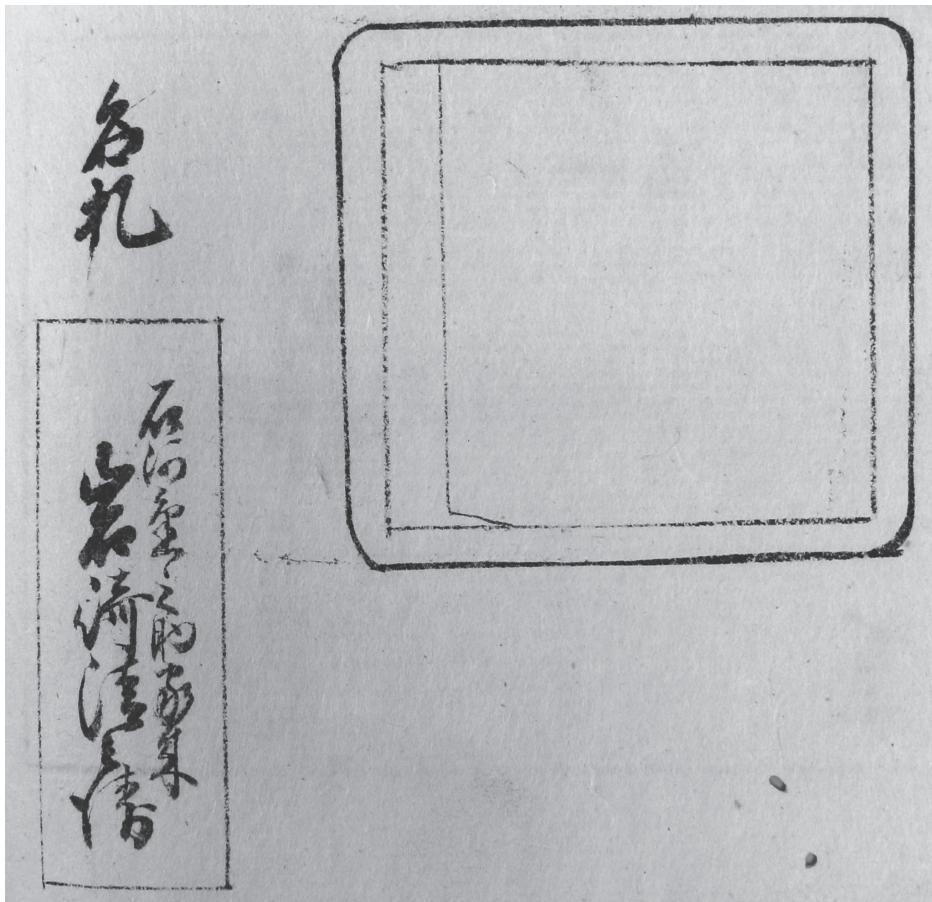
文錢
一貫文



兩御奉行所へ年頭之節御礼目録、但シ奉書二枚重ニて認メ申事



如図目録へギニ乗て差出ス
但使者 名札差出ス



【A1-2】

御奉行所門前玄関之次第

- 一 鎗（鎗） 是ハ玄関取次之役人江見江候様ニ門前ニて立候事
- 一 箱 是ハ玄関取次之役人江見江候様ニ門前ニて立候事

- 一 其外之篤道具ハ門前之少し脇ニ置候事
- 一 使者門内江入ル時、

- 若侍 召連入ル事
- 草履取

- 一 門番ニ一寸立なから一礼して、玄関之間へ行、但シ帰り茂門番ニ一寸一礼スル事

- 一 玄関真中筋往来いたすへからす事

- 一 使者玄関左之方筋分往来致ス事

- 一 玄関式台左之方分上ル事、尤刀此処ニて侍（若）ニ為持置事

- 一 式台上ルと直ニ使者之間江通ル、尤取次之役人も使者之間江通ル

- 一 使者之挨拶左之通

- 一 使者取次役人江一礼して口上述べ

拙者石河誰家来ニて御座候、主人

誰申付まして御座候、年頭御祝儀

申収ますト切て、尚御前宜敷御披

露御頼申と挨拶すべし

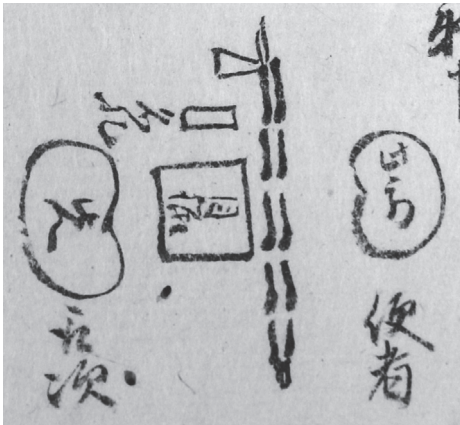
○此処ニて取次之御役人申様、御

口上之趣何守へ申聞マスト挨拶

有、尤取次之役人苗字名得者尋

置事、使者之心へなり

- 一 取次役人并使者挨拶相済者兩人共使



者之間立、玄関江出、使者直ニ玄関右之方式台江下り、取次左ノ方へ下り、此処ニて兩人共一礼して取次（女）関江上ル、使者式台始メ上りし処分下ル、若侍分刀受取差、門前江出ル事

但

- 一 東御番所なれハ門入候て南之筋ヲ往来ス、玄関之式台南分上り、戻りニハ式台北之方へ下り、一礼相済者直ニ元之南へ式台真直ニ通り、始メ上りし所分戻ル事
- 一 西迎茂右ニ順し可得心事

- 一 何れ之玄関ニ而茂如此

右之通使者役参候者心得第一也

【A2-1】

山名一学伺

挨拶（ママ）

- 一 先頃御願申上候私加役人、其御地より御遣被下候様願上候処、御無人之御事

宜敷人柄も無御座候ニ付、当地ニ而相応之もの有之候ハ、申上候様被仰付、

承知奉畏候、夫分大坂表聞合候処、平田周桂と申医師御座候而、此仁召抱候

様用達亀屋喜兵衛分申遣候ニ付篤与聞合候処、人物余り不有趣相聞、依之此

人義ハ断申在候、執夫私（就）十ヶ年以前両度附合候撰州難波村ニ永々住居被致候

山名一学与申仁、是も医師ニ而当時大坂心齋橋ニ住居被致候、右之仁江宜敷

人柄之者も無之哉与相尋候処、右仁被申候ニハ随分宜敷者も御座候、併御名

染之事故、問ニ合候ハ、暫私加役勤候事者如何与被申候ニ付、私茂能存居候

仁ニ御座候得者、可相成義ニ候ハ、貴様加役勤被下候ハ、当方も勝手宜敷与

何箇咄し合致し候処、右同人随分承知之趣被申候ニ付、先左様ニ有之候ハ、

江戸表江伺可申与申置候、則当月三日私方へ右一学被参候ニ付久々振り之物

語り、其上平兵衛殿二も引合申置候、右一学人柄甚宜敷様被申候、尤一学年

齡当年五十三歳ニ被相成候、随分実体之様子ニ相見へ候、家内娘三人・内室

一人、外二下女・下男有之由相見へ申候、当時医師繁昌之様子ニ候得共、私
加役医師之中へ加へ候ハ、甚勝手ニ相成候様被申候

一右一学難波村ニ永々住居被致候ニ付、私名染与者乍申、心底能存不申候ニ付、

彼在所ニ私兼而懇意ニ致し候家柄も両三軒御座候ニ付、此所ニ而篤与為聞合
候処、右両三軒之衆中も常々一角与ハ茶友之事故、数度之附合等被申候ニ付

一学心底之義相尋候処、永々附合候得共不埒ケ間違義一切見へ不申、随分篤

実之一学ニ而御座候与被申候ニ付、安心仕候、右之外近所ニ而も一式軒聞合
候処、別又同様甚た能宜人柄之由申之候、何卒右之仁私加役に被召抱被下候

ハ、難有奉存候

一右一学御召抱ニ相成候ハ、定而一学之証文御取被成候義与乍不案内奉察候、

若証文分御取被成候義ニ候ハ、武家方之格合存不申候間、其御地分証文下書
被成候而御遣可被下候

一右一件証文等相済之上大坂御奉行所御家来届無御座候而者、私代も難^{差出候}、

是ハ先例之通 殿様分御奉行所江御届^{御届}之御書翰御遣被下候ハ、其節一角よ
りも為届申候

一先頃申上候通、一学御召抱ニ相成候共御知行所村々義者一学俣ニハ為仕不申

候、私・平兵衛兩人分勤申候、一学義者御奉行所御用之節私助役計ニ而、村
方ノ義者取扱為致不申候

一右同人御家来ニ相成候共、住居者大坂与致候由ニ而御座候

一右同人御給米被下候ハ、一ヶ年に金子五両宛被下置候ハ、右ニ而随分宜敷、
外之被下物者入り不申候

一最早十・霜・師走近付候得者御奉行所御用向も多々出来候間、私度々出勤ニ

御座候、何卒夫迄ニ一学義相済候ハ、助役ニ差出度候間、宜敷御推察之上
早々御伺・御下知奉待候、可相成義御座候ハ、早々相片付度候間、御伺之上

御報呉々奉待候

一平ニ申上候、前文清兵衛分被申上候通相違無御座候間、右同人願之通御聞濟

被成下候ハ、難有奉存候、先者右御伺申上度、如此御座候、恐惶謹言

九月十二日

御兩人

【A2-2】

別昏

一泰雲寺分以来先例之通年始之節書状被差上候ニ付、返書御遣し被下候様先頃

申上候処、総州寺社方分も書状被差出候得共、当役 御家老返書御差出し無
御座由、先便被仰聞委細承知、左様ニ御座候得者御報ニハ及不申候間、泰雲

寺分書状被差出候ハ、御披見被成置可被下候、此段申上置候

一泰雲寺分被願上候 殿様御染筆御額之義、板ニ彫付候哉与御尋ニ付、同寺和
尚江相尋候処、板ニハ彫付不申、其俣しして 御霊前江懸ケ申度様被申候

間、何卒先便申上候通之寸法ニ而唐昏ニ御染筆被成下度様被申候間、和尚願
之通紙者唐昏ニ御認被成遣様奉願候、以上

【A3-1】

申十二月十七日出 一学一件

文化九

然者私病身ニ付、為役山名一学与申仁御召抱被為成下候様奉願候処、御後
見様江御伺相済、右一学御召抱ニ被為成候趣、被仰聞難有奉存候、右ニ付一

学親類書取之、猶又右続き合之内請人ニ相立可申者被仰聞承知仕候、前書之
趣一学へも為申聞候処、同人承知ニ而難有奉存候、則右親類書別昏一学分証

文取之、奉差上候、扱又一学儀者先便申上候通、御奉行所御用向之節計り

為相勤、村方之義者相掛ケ不申候段申上候処、御承知之御紙面承知仕候、右
同人格式之義者御中小姓ニ被仰付候趣、是又承知仕候

一右一学御召抱ニ相成候故、御奉行所江帶刀届ケ被致度候ニ付其筋ニ而様子
篤与聞合候処、右一学是迄撰州難波村ニ永々住し、当時ニ而ハ大坂住居之義
ニ候得者、一学帶刀届ケ差出し候処、御奉行所ニ而右一学身元糺しニ相成
候様承り、夫ニ而ハ甚六ケ敷、元難波村之義者撰州生玉大明神之社地に御座
候得者、先生玉社務職ニ御奉行所江御呼出、一学身元之様子御糺ニ相成、其
上当時大坂住居之事故御糺ニ相成、其上当時大坂住居之事故当時住町之宿老
又者家主等も御呼出之上身元糺しニ相成、且又私も両三度も御召出一学身元
御糺し、其外一学親類も御召出之上御糺しニ相成候様承り候、右之通ニ相成
候而者御奉行所表随分相濟、一学も身元糺しニ相成候得者外聞旁ニ而大慶之
様子ニ御座候得共、夫ニ而者御奉行所表彼は手間取、御奉行所役人并ニ私共
親類其外右御召出之者共甚六ケ敷面倒ニ奉存候ニ付、其筋ニ而色々相談仕候
処、先左之通致し候得者心易く相濟候様申之ニ付、乍憚左ニ申上候間左様御
承知可被下候

一右一学義ハ先是迄其御地ニ而御家来ニ御召抱被置候処、此度主人要用ニ而大
坂表江罷越、暫大坂ニ而逗留仕候ニ付旅宿相構、則請人相立候様、殿様今御
奉行所江御手翰被遣候ハ、其節一学今も御奉行所江旅宿届ケニ致し候得者
御奉行所表心易く相濟候様承り候、右体ニ而相濟候得者前書申上候一学身元
糺之義ハ無之、一通りニ而相濟候様承り候

一前書申上候通り、身上糺し与相成候得者、夫々之者一統御糺ニ相成、夫ニ而
者一同甚面倒ニ奉存候間、何卒旅宿届ニ而相濟候様仕度候

一乍憚 殿様今御奉行所江被差越候御手翰御案文之義者、別昏之通被仰越候得
者、宜敷哉と其筋之仁被申候、左候得者 殿様之御手翰ニ準じ一学今旅宿届
ケ之案文書付御奉行所江為差出度候

一殿様今之御手翰之義者私方江御遣被下度候、左候得者右御手翰を持參ニ而一

学御奉行所江被罷出候義に御座候、何卒可相成義ニ御座候得者一学此度主人
要用ニ而大坂江差出し暫逗留為致候ニ付、旅宿届ケニ被為 成下候ハ、右同
人并ニ私共迄難有奉存候、右之趣御承届ケ被為 成下候ハ、御奉行所表心
易く相濟甚勝手ニ相成候間、何分願之通御承届ケ被為成下候様仕度候

一私共今右一学請書差上候様被 仰聞、承知仕候、則別紙奉差上候間、御落手
可被下候

一右一件最早年内余日も無御座候義ニ御座候得者、何卒来春早々御報御遣し被
下度奉待候、先者右之趣申上度乱筆如此御座候、恐惶謹言

十二月十七日

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様
渡辺利右衛門様

【A3-2】

一学親類今江戸御屋鋪江書状之写

貴札拜見仕候、然者山名一学義其御許様江被為 召出、御知行所ニ被差置候旨、
難有仕合奉存候、右一学義、私親類ニ相違無御座候、同人身分ニ付如何様之異
変出来仕候共、私引請御苦勞相懸ケ中間敷候、右御請申上度、如此御座候、恐
惶謹言

平賀信濃守組

久米孫三郎

(文化九七)
十二月十二日

景利判

石河金之助様御内

伊藤六右衛門殿

渡辺利右衛門殿

猶々以、一学義勝手ニ付大坂住居相願候由、是又相違無御座候、以上

【A3—3】

一学出生親類書本紙片折二而

出生親類書

一私儀阿州出生二而、往古今阿波公方与唱来候平嶋(義想)又太郎家来ニ御座候、然ル
処右又太郎儀六ヶ年以前阿州表退去仕当時浪々之身分ニ付、家中之者一統
散々ニ相成罷在候、私宗旨之儀ハ代々浄土宗ニ而、則小橋寺町楞嚴寺レウゴンジ且那ニ
相違無御座候、依之親類名前左ニ相記差上申候

撰州四天王寺楽人

林肥前守

岡遠江守

東儀播磨守

大坂町奉行組同心

久米孫三郎㊦

右之通御座候、以上

文化九壬申年十二月

山名一学〇
申五拾歳(三貳)

【A3—4】

従 殿様御奉行所江之御手翰

御挨拶定例之通

然者拙者家来山名一学儀、要用ニ付大坂表江差出三郷町内ニ旅宿為致度候間、
定例之通請人取之、家来一学今可断出候条御聞置被下候様致度、此段御届申候、
以上

石川金之助

(文化一〇年)
正月

平賀信濃守様

齋藤伯耆守様(御世)

御書判

【A3—5】

清兵衛・平兵衛之請書

御手翰拜見仕候、然者山名一学与申仁此度御召抱ニ相成候ニ付、右同人義私
共何々之続き合に御座候哉与御尋御座候ニ付、左ニ申上候

一右一学儀者私共続き合之者ニ而も無御座候得共、兼而懇意ニ仕候者ニ而随分
実体成者ニ御座候間、右同人義如何様之異変出来候共私共引請、少も御難義
懸申問敷候、後日為念御報如斯ニ御座候、恐惶謹言

(文化九年)
十二月十七日

岩崎平兵衛
岩崎清兵衛

伊藤 様

渡辺

【A3—6】

従 殿様 御奉行所江之御手翰

御挨拶定例之通

然者拙者家来山名一学儀、要用ニ付大坂表江差出三郷町内ニ旅宿致度候間、定
例之通請人取之、家来一学今可断出候条御聞置被下候様致度、此段御届申候、
以上

石川金之助

(文化一〇年)
正月

御書判

平賀信濃守様
齋藤伯耆守様

十一月七日
御両所
兩人

【A4-1】

亥十一月七日出

別紙

【A4-2】

一 当秋被仰聞候御入用金三百兩百姓方江為申聞候処、何分困窮之百性之儀ニ御座候得者、得御請不申付、私共了簡ニハ今三四ヶ年御延引被遣候得者、此御頼之金高半通り八百性方ニも致承知候哉与奉存ニ付、先頃御内談申上候処、三四ヶ年御延引猶又半金御用立之儀、委細御承知之趣八月十二日出之御手翰ニ被仰聞承知仕候、早速百性方へ再談仕候得共、何分困窮申立乍恐得御請不申旨申立候ニ付私共甚心痛仕、折々呼集段々理解為申聞候得共、落合不申扱々困り入候、然処又候呼寄色々為申聞、漸々左之通百性方に承知仕御請申上候義ニ御座候、何卒此度之義者先左之通ニ而御聞濟可被成候、此上少ニ而も被仰付候而者迎も落合不申義ニ御座候、此度之義とても中々容易ニ而者落合不申、夫故御報大ニ延引ニ相成候

一來ル寅年分

一 銀拾貫目 百姓方分出銀仕候

内

五貫目 百姓方分御上様江上切相成申候

残五貫目 御上様御借財ニ相成候

右之通ニ御座候得者五貫目ハ上ヶ切ニ相成、残銀五貫目御借財ニ相成申事故、年々五貫目御借財之分利足銀被下置度候、左様無御座候而者拾貫目之銀子調ひ不申候間、此段御承知被下候ハ、寅年分拾貫目之銀子相調申候、猶又百性方御請書之儀者印形取拵、跡分奉差上候間左様御承知可被下候、右申上候通御聞濟被成下候様仕度候、先者右之趣申上度、如此御座候、恐惶謹言

一 工藤氏分之書状一通奉差上候、当秋申上候通工藤治郎右衛門殿遠行被致、跡目子息小次郎与申仁ニ御座候、是迄御立入之儀ニ候得者被願不相替御館入被仰付候様被願居候得共、右小次郎義若年之儀候得者、如何と奉存候、先此度之書翰御覽被成置、工藤氏 御館入之儀者跡分御内談申上候、左様思召可被下候

一 横小路村御百性之内伝兵衛与申者御座候而、此もの数代之御百性ニ而御座候処、村役人之小遣相勤来り当地ニ而者右小遣を小走りと申唱候、右小走り役當時伝兵衛迄三四代相勤無滞勤来り候、然処右伝兵衛当年八十歳余ニ相成候得共、杖・目鑑^不採用ひ、甚達者成ものニ而私宅へも毎々村用ニ而罷越候、右伝兵衛至て実体成ものニ而村役人之下知少も背き不申、猶又老人之事故横小路村古き事ハ何事ニ限らず此もの能存知仕候^居而無偽有体ニ申、村役人も甚勝手ニ相成候様兼而申居候、右伝兵衛余り実体成者ニ而村役人・私共も甚盛入り候、右体実体成もの殊ニ三四代も小走り役相勤来り数代之御百性之義ニ候得者、何卒申兼候得共、右伝兵衛ニ從 御上様御褒美として米壹俵敷又ハ鳥目五貫文位^(マ)カ被下置度様奉願上候、私も金百疋程為褒美遣し度候、左候得者実に齡無御座候もの故、大ニ歎申候事ニ御座候、右之通米ニ而も又ハ鳥目ニ而も御褒美として 御上様分被下置候得者、自然村方百性共も伝兵衛之篤実成事を見習、諸人自然与宜敷事を感じ、悪事を退き候様ニも相成候哉と奉存候、此段御内意申上候、右伝兵衛義ハ市場村之村役人共・横小路村之村役人共毎々申出感入候義ニ御座候、何卒可相成義ニ御座候得者、少々ニ而も

不苦候間御褒美被下置候様奉願上候、以上

十一月七日

岩崎清兵衛

御両所

五月十一日

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

岩崎清兵衛

【A5-1】

申年五月十一日出 常便

一筆啓上仕候、薄暑之節御座候処、先以上々様益御機嫌能為遊御座、恐悦至極奉存候、次ニ各様弥御勇健被成御勤役、珍重御儀奉存候、頃日村方無別義罷在候

一別紙私願之通、何卒宜敷御勘弁被下度奉頼候、一昨年も申上候通、全体私病一症之義者基、持病積氣ニ御座候処、十五ヶ年以前大温病惱、其節逆上強成、耳頓与聞へ不申、六七年与申間者誠ニかなつんぼニ而温芳ニも可相成哉与医師被申、夫故大坂之医師方・京都之医師方或者外科杯之世話ニ成、又者出養生・壳薬等相用ひ、漸々全快仕候得共、基温病より差出候逆上ニ而御座候得者一通之逆上与違ひ、只今ニ而も免角折々逆上強御座候与耳鳴間、物言聞へ兼、氣を養、眩軍杯差出甚困り入候、先年卯年渡辺利右衛門様御上り之節者、大抵全快ニ御座候処、又候近年右温病差出、夫故逆上弥増ニ重々氣鬱仕候、右之通ニ御座候ニ付、大坂表も御奉行所御用之外ハ出坂杯出来不申、勿論彼地ニ而一宿杯与申義決而出来かたく、御用与あらハ不及是非、私用ニ而出坂杯与申義一向出来不申、又者近在親類共へも二年ニ一度ハ得参り不申、免角步行難出来、氣六ヶ敷御座候而甚難義仕候、夫故恐多義ニ御座候得共、別昏之通奉願上候間、何卒早々加役人御遣被下度、御報奉待候、何卒御前表宜敷御伺被下候而、私願之通御聞濟被為成下候様、御取計一入奉憑上候、私近年病身之義者委細平兵衛殿能存候間、同人江御尋被下候而も相分申候、私ニ勝手を申、相違成義者不申上候、何分宜敷御勘考呉々も奉頼上候、以上

二白

先年ハ被相動居候原田金藏殿与申仁、私能存居申候、当時原田勇藏殿与改名被致候由及承候、可相成義ニ御座候得者、何卒此仁隠居旁ニ而、為加役御遣被下候ハ、如何御座候哉、併御差図申上候義ニ而者無御座候得共、私能存居候仁ニ御座候得者、内々御伺奉申上候、乍併御手前様方思召次第第二而、何れ成共御遣被下度奉頼上候

【A5-2】

奉願上候

私義、

先年ハ持病之積氣又ハ温病ニ而逆上強、氣を鬱し眩軍之様子ニ而甚難義仕候、依之医師方江相談仕候処、積氣ニ而発熱と申病ニ而一日ニ兩度宛熱差出、夫故氣を鬱し逆上弥増眩軍之催し候由与被申候ニ付、色々服薬又者灸治養生仕候得共、未右病症退不申甚困り入申候、右体之義ニ御座候得者、村方ハ可也ニ相動候得共、御奉行所御用之節ハ出勤甚難義仕候ニ付、色々勘弁仕候得共、何分病氣之事故仕様も無御座、御奉行所御用之節に出勤難相成時ハ用達を以御断申上候得共、私不罷出候而者相濟不申由被仰聞、病身与有之ハ江戸表江申遣今一人同役取寄候而可然杯与被仰聞候而、大ニ困り入候、依之何卒其御地ハ加役として御一人御遣被下度、併御無人之御中故足輕衆之内ニ而も御遣被下候ハ、御奉行所御用之節者右之仁ニ出勤為致度奉存候、村方之義者私・平兵衛相動申候間、何卒加役として御一人御遣之程奉願上候、左様無御座候而者私義病氣之事故 御奉行所差支ニも相成、又者御伺り御座候而も仕様も無御座、其上若不調

法杯被申付候而者恐入候儀ニ御座候間、何分ニも加役人御遣被下度、此段一入奉願上候、何卒私願之通御聞届被成下候ハ、難有奉存候、以上
文化九申年

五月十一日

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

以上

（文化九年）
五月十一日

岩崎平兵衛

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A5-3】

別昏

一市場村之内市場辻泰雲寺与申小寺、先年分御座候処、近年破壊罷在候、然処色々相談之上、漸々一昨年より再興仕、当時草菴出来和尚も大慶被致候、依之先月七日入仏仕候、右泰雲寺ニ御先代様御靈牌等も奉納御座候処、近年破壊仕候ニ付飯ニ市場辻浄誓寺江奉遷置候処、漸々此度泰雲寺草菴再建出来仕、入仏相済候ニ付、右御位牌も同日に泰雲寺御帰座奉成候、基分泰雲寺与申者、先年分殿様江年初・暑寒之節者御祝義又者御伺之書状も奉差上来り候処、和尚も永々行脚ニ被罷出、夫故御伺之書状も不被差上、失敬ニ罷過候、然処此度先例之通書状差上度様被申候ニ付取次奉申上候間、御前宜敷御披露被成下候ハ、和尚も大慶被致候

一泰雲寺分書状被差上候者、貴公様方分も御報同寺江御遣被成候義、是も先例与承り居候間、此段申上候、併私委細義ハ存不申候得共、先例与御座候へ者同寺へ乍御面倒御報被遣度候

一泰雲寺江御位牌御安座御座候ニ付、御靈前江相掛申度額之義和尚分被相頼候間、何卒可相成義ニ御座候ハ、別昏雛形之通殿様御染筆被遊度一入奉願上候、左様御座候得者泰雲寺法門之大幸与奉存候、御靈前之御事故御前之御額御座候ハ、誠村方之可為規謨候、此段可然様御執成一入奉願上候、

【A5-4】

別紙奉申上候

先便被仰下候、殿様追々御手跡御見事之由、依之何成共語届申上候ハ、御染筆被遊被下候様被仰下、難有御義奉存候、何卒私兩人江別昏之通御染筆被成候様、御前宜敷御執成一入奉願上候

一先年分御頼申上置候加藤様江為御入被遊候御姫様之御染筆御読哥歟、又者古哥ニ而も不具候間、何卒奉書紙歟大高紙ニ而も御染筆被為遊候而、私共へ一枚ツ、被下置候ハ、難有奉存候、此義も宜敷御取成呉々も奉願上候、先者右両御染筆奉頼度、如此御座候、已上

【A5-5】

一筆

上々様次

一別昏清兵衛分被願上候通り全体基温病之処、中立ニ而全快御座候得共、又候近年右病催し、夫故氣を鬱し耳环聞兼聞兼難義被致候義ニ御座候、夫故御奉行所御用之節者甚難義被致候ニ付、私へも色々相談被相懸候得者、病氣之義ニ御座候得者私とても仕様も無御座候間、何卒清兵衛願之通加役人御遣被下候ハ、同人可也ニ被相勤候、左様無御座候而者甚迷惑被致、一向勤り兼候様被申、私も十方ニ暮甚困り入候、何卒清兵衛願之通り御聞濟被成遣度、

私よりも一入奉願上候、御前御執成宜敷奉願上候、早々御報奉右奉申上候、
恐惶謹言

(文化九年)
五月十一日

岩崎平兵衛

御両所

【A6—1】

先月出御手翰着、拜見仕候、先以上々様(〇)

然者先頃御伺申上候、為私加役山名一学与申仁御召抱被為成下候様奉願上候
処、早速御聞届被為成下難有仕合奉存候、猶又從殿様御奉行所へ之御
手翰被下、是又難有奉存候、則当月九日別昏之通り書付相認、山名一学平賀(貞徳)
様御使者之間江被罷出候処、無滞相濟候、其段御承知可被下候、猶御序之御

御前宜敷御披露奉頼候、且一学夕別昏書状被差出候間、是又宜敷御披露奉
頼候、右一件私願之通御聞濟被為成下候義も全く御両所様之御取持与千万
忝奉存候、且一学も私夕万端厚く申上候様被申候

一(殿)小長谷様御儀、御勘定御奉行松平兵庫頭様御代被為蒙仰候由、御互二奉恐
悦候、尤御改名小長谷長門守様与申上候義奉畏候

一殿様夕御奉行所江被遣候御手翰式通之内一通御奉行所江差出し候間、残一通
御戻し申上候間御落手可被下候、先者右之趣申上度如此御座候、恐惶謹言

(文化一〇年)
四月十三日

清兵衛

御兩人

【A6—2】

別紙

殿様御乗出し前御出勤無之事故御芸術御書附等も御差出無之処、当二月十五
日御支配之御取扱衆夕御家来御呼出二而、殿様御事芸術御出情之段及御聞二

付、御出勤前例者無之候得共、芸道御書附同十六日御差出し被為成、御念

力御出情御支配様江相知、御乗出し前御書附御差出二相成候事、誠二御互二
奉恐悦候、猶乍此上御出情之程奉折候御事二御座候

一旧冬被願上候御額之義、御紙面之趣承知仕候、いつ二而も御閑暇之折、御認
被下置候様奉願上候

一御両所様夕思召被寄干海苔沢山二私共兩人江被贈下、毎々忝賞味仕候、大坂
杯二而干海苔御座候得共、免角色損し風味悪敷困り入候、其御地夕被下候干
海苔色宜敷別而風味宜敷歎申事二御座候、先者右申上度、猶期後弁之時候、
以上

(文化一〇年)
四月十三日

平兵衛

清兵衛

御兩人

【A6—3】

口上覚

石河金之助知行所河州河内郡市場村・横小路村右両村二被差置候処、私近年病
身二付此度為加役金之助夕山名一学与申者被差置候間、右同人夕御断申上候通、
御聞濟被為成下候様奉願上候、何卒此段御聞届被為成下候ハ、難有
奉存候、以上

石河金之助家来

(文化一〇年)
四月九日

岩崎清兵衛 印

御奉行所

【A6—4】

口上覚

石河金之助知行所河州河内郡市場村・横小路村右両村為役人、岩崎清兵衛与申者被差置候処、右同人病身二付此度私岩崎清兵衛為加役右両村被差置候間、此段御断申上候、且主人要用二付大坂三郷町内二旅宿仕度候二付、則請人亀屋喜兵衛与申者差出し候間、此段御届申上候、以上

石河金之助家来

(文化一〇年)
四月九日

山名一学 印

御奉行所

【A6—5】

從 殿様御章翰写

一筆啓上仕候、春暖之節御座候得共弥御安泰被成御勤、珍重之御儀奉存候、然者私知行所河州河内郡市場村・横小路村右両村為役人、岩崎清兵衛与申者差置候処、病身二付家来山名一学与申者差添為役人右両村へ差置申候、御用之御岩崎清兵衛病氣差合等之節者山名一学兩 御役所江可罷出候、不案内者之義其節何分宜敷御差図被下候様奉頼候、且要用二付一学儀大坂表江差出、三郷町内二旅宿為仕度候間定例之通請人取之、右一学可断出候条御聞置可被下候、此段為可得御意、如此御座候、恐惶謹言

石河金之助

(文化一〇年)
三月

御名乗御判

平賀信濃守様

齋藤伯耆守様

【A7】

(文化一〇年)
四月廿六日出

六日限

扨^シ然者大坂 兩御奉行所 殿様江之御返翰參り候二付奉差上候、御前江御差出被下度奉頼候、右申上度如此御座候、恐惶謹言

四月廿六日

岩崎清兵衛

御兩人

【A8—1】

一当秋被仰聞候御入用金三百兩百姓方江為申聞候処、何分困窮之百姓之儀二候得者得御請不申付、私共了簡者今三四ヶ年御延引被遣候得者此度御頼之金高半通り者百姓方二も致承知候哉奉存候付、先頃御内談申上候処、三四ヶ年御延引猶又半金御用立之儀、委細御承知之趣八月十二日出之御手翰二被仰聞承知仕候、早速百姓方へ再談仕候得共、何分困窮申立乍恐得御請不申旨申在候付私共甚心配仕、折々呼寄段々理解為申聞候得共落合不申扱々困り入候、然処又候呼寄色々為申聞、漸々左之通百姓方承知仕御請申上候義二御座候、何卒此度之儀者先左之通二而御聞濟可被成下候、此上少二而も被仰付候而者、逆も落合不申儀二御座候、此度之義とても中々容易二而者落合不申、夫故御報大二延引二相成候

来ル寅年分
一銀拾貫目

百姓方分出銀仕候

内

五貫目 百姓方分 御上様江上切二相成候

残銀五貫目 御上様御借財二相成候

右之通二御座候得者、五貫目者上ヶ切二相成、残銀五貫目ハ御借財二相成候分利足被下置度候、左様無御座候而者拾貫目之銀子調不申候間、此段御承知被下候ハ、寅年より拾貫目相調申候、猶又百姓方御請書之儀印形取揃、跡分奉差上候間左様御承知可被下候、右申上候通り御聞濟被下候様仕度候、先右之趣申上度如斯御座候、恐惶謹言

(文化二年)
十一月七日

御兩人様

兩人

【A8—2】

別符

工藤氏之書狀一通奉差上候、当秋申上候通工藤次郎右衛門殿遠行被致、跡目子息小次郎与申仁ニ御座候、是迄御館入之儀ニ候得者何卒不相變御立入被仰付候様被願居候得共、右小次郎殿義若年之儀ニ候得者如何と奉存候、先此度之書翰御覽被成置、工藤氏御立入之儀者跡之御内談申上候間、左様思召可被下候

一横小路村御百性之内伝兵衛と申もの御座候、此もの数代之御百性ニ而御座候処、村役人之小遣相勤来り当地ニ而者右小遣を小走りと申唱候、右小走役當時伝兵衛迄三四代相勤無滞動来候、然処右伝兵衛当年八十才余に相成候得共、杖・目鑑採用ひ不申、甚達者成ものニ而私宅へ茂毎々村用ニ而罷越候、右伝兵衛至而実体成者ニ而村役人之下知背き不申、猶又老人之事ゆへ横小路村古き事ハ何事にかきらす能存知居候而、村役人も甚勝手ニ相成候様兼而申居候、右伝兵衛余り実体成ものニ而村役人・私共甚感入申候、右体実体なるものニ殊ニ三四代も小走り役相勤来り数代之御百性之儀ニ候得者、右伝兵衛ニ從御上様為御褒美米一俵か又ハ鳥目五貫文位か被下置度様奉願上候、私も金百疋程ほうびとして遣し度候、左候得者最早齡無御座者ゆへ大ニ歎び申候事ニ御座候、又ハ鳥目ニ而も御ほうびとして御上様被下置候得者、自然村方百性共伝兵衛之篤実成事を見習らひ、諸人自然与宜敷事を感じ、悪事を退き候様ニも相成候哉と奉存候、此段御内意申上候、右伝兵衛儀者市場村役人共・横小路村役人共毎々申出感入候儀ニ御座候、何卒可相成義ニ候得者、少ニ而も不苦候間御ほうび被下置候様奉願候、以上

(文化二年)
十一月七日

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

岩崎清兵衛

【A9—1】

(文化二年)
子正月十四日出

六日限

(文化二年)
十一月廿九日出之御章翰着、拜見仕候、先以上々様

一御賄金当年分貳百三拾兩下しニ被成下候様奉申上候処、貳百五十兩ニ而も行届兼候様被仰聞、御紙面之趣承知仕候、是非当年分貳百五十兩下ニ仕候様被仰聞、御尤奉存候得共、先清御勘定荒々勘見申候処、先米壹石ニ付代銀六拾目与積り候処、貳百五十兩差上候ハ、殘金貳三兩程過不足ニ相見へ候へ者、右体之振合ニ相成候而者米壹石ニ付銀六拾目与相極候得者、貳三兩過不足ニ相成候、若六十目より内米壹石ニ付五拾八九匁与申年柄者、余程御不足ニ相成候、其上若水干損等御座候年柄者、百性方御引方等願上候得者其節御引不被遣候而者百性方甚難渋、左様之年柄二者六七十兩も御不足ニ相成候一前書申上候通、当年分貳百五十兩下ニ仕候ハ、年々少々、御不足ニ相成、其上若御引等被遣年柄ニハ余程御不足ニ相成り、既に当子暮ニ相成候ハ、銀主へ之利足潤月一ヶ月相増り之事故、潤月一ヶ月分利金拾兩余昨年分者増ニ相成候、ケ様に年々毎ニ御不足くと相成候而者金高相重り、左候得者御借財弥増ニ相成候、如何仕候而可然哉、色々工夫仕候得共、此上ハ御賄御減し不被下候而者御借財弥増ニ成、扱々困入候儀ニ御座候一 来ル寅ル年分百性方銀拾貫目御用立内半金ハ上ケ切ニ相成、殘五貫目ハ御借財ニ相成、右利金年々被下置候様旧冬申上候処御承知之趣被仰聞、右五貫目之利与申候而も一ヶ年ニ拾壹兩余り御渡ニ相成候、左候得者米六拾目与見申候而貳三兩之過不足、若五拾八九匁与相成候ハ、拾五六兩御不足ニ相成、

右之所江五貫目利足拾壹兩余り都合廿七兩余り来寅年分御不足ニ相成候、年毎ニケ様ニ相成候而ハ御借財弥増ニ相成候而已ニ而、減(選)し候儀者曾而出来不申、左候而者後年甚六ケ數相成、御互ニ心配而已ニ而御座候

一前書申上候通り之勘定相々相見へ候得者、逆式百五拾兩下し金者難仕候得共、当春御乗出し旁以之御事故、是非不承知与申上候義も御差支ニ相成恐多く奉存候付、当子年分来辰年迄五ケ年之間式百五十兩御賄可奉差上候、五ケ年過已年分元之式百三拾兩ニ御減被下度候、左様無御座候而者御借財減(選)し不申候、右五ケ年之間御承知被下而も其間ニ御不足金余程相重り申候、五ケ年来も式百五拾兩与被仰付候而ハ其御地分御越被下候而も御請甚六ケ數相成候、何分前書申上候通り、篤与御勘弁之上御報御申越可被下候、先当年分五ケ年之間式百五十兩差上候、此段(前)此段御承知被下度奉存候、先者右御報旧冬早々御節可申上等之処、私共甚多用取紛乍存御節延引相成候段、御用捨可被下候、恐惶謹言

【A9-2】

別昏

御内々申上候、殿様御乗出付総州分茂御祝儀等被差上候由、当地分も御馬具献上仕候様被仰聞、此儀者御馬具一品ニ而も皆敷ニ而も御馬具ニ御座候、如何皆具か又者一品敷、如何御座候哉、御内談申上候、皆敷と被仰聞与余程金高相懸り申候、又一品ニ而も金三兩ニ而も馬具、五兩ニ而も馬具、若一品被仰付候義ニ候得者其品何を御入用、金高も何兩くらひと申義承度候、皆具与御座候而者余程高金ニ相成当惑仕候、此段極内々御相談申上候間、不日御申越可被下候、何分宜敷御勘考奉頼候、以上

(文化三卷)
正月十四日

兩人

御兩人様

【A10】

(文化三卷)
二月廿三日 八日限

当月三日出之御手翰着、拜見仕候

一先頃御内談申上候御馬具之儀付、総州多田庄兵衛より御馬具代之内江金子五兩被差上候由承知仕候

一加賀象眼鏡御調被成度候由御尤、右ニ付私共へ金千疋被仰付承知仕候、百性方へ千疋被仰付早速呼寄御手翰を見七段々為申聞候所、何分困窮之百姓之儀ニ御座候得共、此度者別而被仰付候事故御断申上候も恐多奉存候、因茲仰之通金子千疋奉差上候様漸々承知仕候、私共江千疋、百性方へ千疋、都合金子五兩此度差上候間右眼鏡御求被成候而、御殿様江御献上可被下候

一此度御乗出ニ付総州江百石三兩被仰付候由承知仕候、当地者七ケ年御賄御不足百性方より出銀仕候ニ付被仰付之趣、是又承知仕候

一当子年分五ケ年之間、御賄金式百五十兩差上候御承知之趣、右ニ付月々下シ金月割被成候而如申越可被下候、先者右之趣申上度、如此御座候、恐惶謹言

子二月廿三日

兩人

御兩人様

尚々、御地名産之海草・海苔沢山ニ御恵被下候、懇心之段不淺、忝早速賞味相楽申候、併毎々御心配甚御氣之毒奉存候、以上

【A11-1】

(文化三卷)
四月朔日出 八日限

三月十二日出之御手翰同廿七日着、拜見仕候、暖和弥増御座候所、先以

一三月五日 御殿様御出勤被遊候由、先以上下一統恐悅至極奉存候、無程御番

入被遊候様御立身奉折候御事ニ御座候

一御殿様御乗出し相濟候趣、早速百姓共呼集為申聞候処、誠ニ恐悦可奉存候旨申之候

一先頃被仰聞候御馬具料金之内へ百姓方より金千疋奉差上候処、困窮之百姓之事故御請不被遊御差戻し、早々割符差戻し候様被仰聞承知仕候、右被仰聞候趣百姓方へ為申聞候処、百姓一同ニ甚奉恐入候、依之何卒今般 御殿様御出勤被遊候付、恐悦仕候故乍輕少奉差上候御事ニ御座候得者、百姓方甚残念奉存候間、何卒御馬具料金之内へ御差加ニ御用立申度候間、是非御笑納被為下候様私共申上呉候様申之、右割戻し請不申候、何卒可相成義ニ御座候ハ、御笑納被成遣度奉願候、左候得者百姓方歎申御事ニ御座候、誠輕少之至ニ御座候得共御祝義之御事ニ御座候得者、御笑納被為下度候様押而申立候、因茲御前宜敷御執成被遣、御請被為遊候様幾重ニも奉願候

一山名一学ノ御祝義奉申上候筈ニ御座候得共、此義ハ私共ノ為相知、跡ハ被申上候間此段御含置可被下候

四月朔日

兩人

御兩所

〔A11-2〕

別紙

御内談申上候、本文百姓方より申上候通、金千疋何卒 御殿様御笑納被遣度候様幾重ニも奉願候、是非御差戻し与御座候而者百姓方甚残念ニ奉存候、何分御前宜敷御取成奉憑候

一前書千疋者御受被遊候而、百姓方へ為御祝義左之通御酒被下置度候、此段私共ノ奉願候、御聞濟之上被下置候ハ、御目出度之為御祝儀村方一同為休被

下置候、御酒頂戴為致度候、左候ハ、百姓方恐悦之上大ニ歎ヒ難有義申出候、此段呉々も奉願候

花園辻江 御酒 五升

市場辻江 同 五升

橋詰辻江 同 七升

北之辻江 同 三升

吉田村入作之百姓江 同 三升

横小路村江 同 三升

ノ式斗六升

右之通被下置候様奉願候、此段御内談申上候、如斯御座候、以上

〔文化三年〕
四月朔日

兩人

御兩所

〔A11-3〕

一筆啓上仕候、然者今般 御殿様御乗出無滞相濟候趣、誠以恐悦至極奉存候、追々御立身之程奉折候、依之 御紋附 御上下拝領被下置、冥加至極難有頂戴仕候、御序之節御前宜鋪御披露奉頼候、隨而為御祝儀金子五百疋奉献上候間、御受納被為 成下候ハ者難有奉存候、恐惶謹言

岩崎平兵衛

〔文化三年〕
四月朔日

清房 (花押影)

岩崎清兵衛

由政 (花押影)

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A11-4】

一筆啓上仕候、然者 御殿様三月五日御乗出被為遊候処、無滞相濟候由、誠以
恐悦至極奉存候、追々 御立身之程奉祈候、随而金子式百疋宛御兩人様江私共
合為御祝儀奉差上候間、幾久敷御笑納被下候ハ、忝奉存候、為其如此御座候、
恐惶謹言

岩崎平兵衛

四月朔日

書判

岩崎清兵衛

書判

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A12】

十月五日出

一筆啓上仕候、先以追而寒冷相満御座候処、殿様益御機嫌克被為遊御座、恐
悦至極奉存候、并二御両所様愈御安康御勤仕被成御座、珍重奉賀候、村方無
別条罷在候、拙者無事二罷暮居申候、乍憚御安意可被下候

一昨年申上置候是迄御立入工藤次郎右衛門殿遠行後、跡相統同人子息小四郎殿
出勤も被致候へとも、何分若年二而如何敷奉存候、御用達亀屋喜兵衛方へも
毎々相談いたし申候事二御座候、併追々重役二も被相成候哉与存候付、先頃
書状を以小四郎殿義如何様子尋二遣し候処、別昏之通亀屋喜兵衛合相達申候、
右体二而者御立入被致候而も私とも内談之間二合兼候様被存候間、先御立入
之義ハ御断之御昏面御遣し被下度候様仕度候間、此段宜敷御工夫之上御断之
御昏面御遣し可被下候

一跡立入之義茂あれは両三人も私無扱方合毎々願来候へとも、取敢不申候、断

申居候事二御座候、然ル処別昏喜兵衛合相達候、

中嶋駄太郎此仁已来御立入二不被成遣候哉、此段御内々御伺申上候、此仁義
者当時切者二而甚評判宜敷御座候、此仁なれハ私とも内談之節も間二合候哉
二奉存候、可相成義二候ハ、此男御立入被仰付被下度様仕度候、自是御立入
も相叶候義二候ハ、御立入之願書為差出度奉存候、此段御伺奉申上候、則別
昏喜兵衛合之書面入御覽申候

一工藤氏例年御米壺石被下置候処、昨年者次郎右衛門殿遠行二付、其後御立入
も御聞届無御座候二付、昨年者御米遣し不申候、当年も追付被下物之時節二
相成候間、御断之御昏面早々御遣し被下度奉願上候、余り延引二相成候而者
不宜様二奉存候

一殿様御染筆之一軸又者何二而も不苦御座候間、御染筆物壺幅頂戴仕度様兼而
山名一学私迄願居申候、無扱義二付御願奉申上候間、何卒一学願之通御染筆
之一軸被下置候ハ、同人難有戴申候、可相成義二御座候ハ、御聞届被下候
様奉願上候、一学合も御願可申上筈二候へとも、万事御家風不案内之義二付、
若不調法仕度候而者恐多奉存候間、私合願上呉候様兼々申居候事二御座候、
御序之節御前宜御執成呉々も奉頼上候、先者右之趣御伺申上度如此御座候、
恐惶謹言

十月五日

岩崎清兵衛

御両所様

追啓、御両所様とも御家内様御揃愈御清福可被成御座候哉、承度奉存候、
当方家内とも無事二罷暮候、追々寒きに相成候間、随分御自愛可被遊候、
扱当年者両作とも満作与相見へ一統相楽罷居候処、先々月四日大風雨二而
殊之外兩作とも遅作二相成、扱々難義百姓方も十方暮困入之御事二御座候、
当年者大二残念之年柄二御座候、御遠察可被下候、其御地も先々月ハ大風
之由承り、併 御屋敷御別条も無御座候哉、今以御沙汰無御座候間、先安

心恐悦奉存候、以上

【A13-1】

子十二月十一日出 常便

一筆啓上仕候、先以甚寒之節御座候処、上々様益御機嫌克被為遊御座、恐悦至極奉存候、今般 殿様御儀御書院番被為蒙 仰、誠以恐悦至極奉存候、随而輕少之品ニ御座候へとも御肴料金子式百疋為御祝儀奉捧候、御前宜御披露願上候、恐々謹言

十二月十一日

岩崎平兵衛

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A13-2】

一筆啓上仕候、甚寒之節御座候処、愈御安康御勤仕被成御座、珍重奉賀候、今般殿様御儀御書院番被為蒙仰、誠以御互ニ恐悦至極奉存候、則村方百姓へ茂申渡候処一統可奉恐悦候、先ハ右申上度如此御座候、恐々謹言

十二月十一日

兩人

御兩所

【A13-3】

別紙^(マ) 当秋中御願上候御地銘産合羽田葉粉入御調被下候様願上候処、結構成たは粉入拙者共へ被下置、御懇心之段千万忝拜受仕候、併御心配之段帰而痛入候御事ニ御座候、永々可相楽与奉存候、随而甚龔抹成品羽織總三懸宛進上之仕候、御笑納被下候ハ、可忝奉存候、扱又先便私便を以塩引鮭被下置候趣、

毎々御懇心之段不浅忝奉存候、参着仕候ハ、早速賞味与相楽申候、先者右御請御礼迄乱筆如此御座候、以上

【A13-4】

別紙^(マ) 山名一学より御祝儀書状奉差上候間、御前宜御執成願具候様同人申之候

一工藤氏之書状奉差上候、是者寒氣御伺与奉察候、工藤氏義者先便申上候通、是迄御立入之処、此度御断之御昏面先便御遣付、早速工藤氏へ相届申候、右体之義ニ御座候へハ、此度之書状若寒氣御伺之義計ニ御座候ハ、御報御遣二者およひ不申候、此段御承知可被下候、外ニ市川氏之書状奉差上候、御落手可被下候、以上

十二月十一日

岩崎清兵衛

御兩人様

【A14】

一筆啓上仕候、薄暑弥増御座候処、先以 御殿様倍御機嫌克被遊御座、恐悦至極奉存候、将又各様弥御安泰被成御勤役、珍重奉存候

一工藤治郎左衛門殿是迄当方様江御館入之処四ヶ年以前被致遠行、跡相続人同人子息小次郎殿ニ而御座候処、右同人若年付 御館入之義者暫御断被仰聞候様申上候処、御聞届之由承知仕候、然処其後不相変折々御兩所様へも御伺之書状被差出、扱々氣之毒奉存候、然処右小次郎殿近年病身付御役所表勤り不申二付、昨年次郎右衛門殿本家工藤七郎左衛門殿子息橘八殿養子ニ被参、次郎右衛門殿跡相続御役所表此仁被相勤、当時年廿三歳ニ御座候得共七郎左衛門殿子息候得者、甚発明追々増役も有之由承り候、右之仁別昏書状奉入御覽候通被願申候間、何卒次郎右衛門殿跡相続人之事故、御館入被為仰付被下置候ハ、外聞旁恐悦被致候、可相成義ニ御座候ハ、橘八殿 御館入ニ為仰付

候様奉願上候

一工藤七郎左衛門殿義ハ此も当時老体ニハ御座候得共、発明付六ヶ敷御役五役被相勤候仁ニ而御座候、右七郎左衛門殿義者私親共兼而致懇意、私も若年之時分より致懇意候七郎左衛門殿ニ而御座候、右子息之事故、何卒館入被為仰付被下置候ハ、七郎左衛門殿も恐悦被致、私も右同人手前甚宜敷義ニ御座候、山名一学も七郎左衛門殿とハ先年より至而之懇意と承り候

一此度改而御館入之願書、橋八殿分被差出候様相達し候而宜敷義ニ候ハ、為差出可申候、此儀ニ而御聞濟被為下候哉、御伺奉申上候、何分橋八との被相願候趣御聞濟被為成下候様、御前宜敷御執持一入奉願上候、先者右御伺奉申上度間、一札奉捧候、恐惶謹言

五月九日

岩崎清兵衛

御両所

【A15-1】

文政元寅七月十九日

一筆啓上仕候、未秋暑難退御座候処、先以 御殿様増御機嫌克被為遊御座、恐悦至極奉存候、將又各様弥御安泰被成御勤仕、珍重奉存候、然者先便申上候工藤橋八殿御館入之義、段々被相願候付御伺申上候処、父治郎右衛門殿遠行後暫中絶相成候事故、此度橋八殿分御館入之願書被差出候様被仰聞御紙面之趣委細承知仕候、早速同人方へ相達候処、即別紙書付被差出候間、御披見之上何卒御館入御聞濟被為成下候様私分も願上候、何分 御前宜敷御執持一入奉願候、猶成瀧仕候ハ、早々御報被下置度奉頼候、橋八殿ニも相待被居候義ニ御座候間、何分宜敷御執成被下度奉存候、先者右申上度如此御座候、恐惶謹言

七月十九日

岩崎清兵衛

御兩人

【A15-2】

別紙

橋八殿御館入之義、何分成瀧出来候様同人親父工藤七郎左衛門殿分も拙者方へ呉々被頼越候義ニ御座候、成瀧仕候ハ、七郎左衛門殿も子息之事故大悦被致候義ニ御座候間、何分宜敷奉頼上候

【A16-1】

文政二卯年六月十一日出

以剪紙奉啓上候、甚暑之節御座候処、御殿様益御機嫌好被為遊御座、恐悦至極奉存候、各様弥御清福被成御座、珍重奉寿候

一此度悴清五郎江御役見習被為 仰付、冥加至極難有仕合奉存候、然処悴未若年、殊二何之弁茂無御座候者二候得者、御請奉申上候而も如何難計、何卒今暫御扣へ被為成下候ハ、無程廿歳罷越候、先夫迄御延引被為成下候様奉願上候、當時二而者廿歳ニも余程間も御座候事故、若輩者御役頂戴仕候而も私甚心配ニ御座候、乍恐御書下奉差上候間御落手可被下候、追而悴義者御願奉申上候、何分此度之義者私願之通御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、乍憚 御前宜敷御執成之程一入奉願上候、先者右之趣御願申上度如此御座候、恐惶謹言

六月十一日

伊藤

渡辺

様

【A16-2】

以剪紙申上候、甚暑之節御座候処、御両所様弥御清栄可被成御座、珍重之御

儀奉賀候、暑中随分御自愛專一可被遊候、御家内様御揃御安泰与遠察奉珍喜候、当方家人共何茂無事罷暮候、乍憚御安意可被成下候

一御内々御伺旁御頼申上度候、私義近年疝積（疝）之処弥増二相成、右病症故免角邊上強、折々（折）けんうん（けんうん）の様子差起り、其上耳鳴候而免角物言聞へ兼甚困り入候、頭も次第二はげ見苦敷御座候

一右体二而村方（村方）の公事訴訟罷出候節も免角聞へ兼候而、双方相糺候而も聞損し甚難義仕候、別而御公用向抔は頓与勤り不申、夫故以一学殿加役与御頼申上候処御聞濟被為成下、難有奉存候、御公用者右同人二而相勤候得共、村方万端之義者免角聞損候而甚勤り兼申候、何レ追而私退役之義御願申上度奉存候間、此段御合置被下置候様一入奉頼上候

一追而退役御願申上候節、矢張り書面二而宜敷御座候哉、亦者別紙片折紙願書相認差出し候哉、御内々一寸御差図被成下度奉頼上候、私義耳疎く其外万端之義者昨年渡辺様御覽之通之義二御座候、何分追而退役御願申上度候間、其節者 御前御立服（機嫌不被為損候様）不為遊候様御両所様宜敷御取持之程呉々も奉頼上候、是迄親共永々御役相勤来り候故、私も甚残念奉存候得共、如何色々与服务・養生仕候得共、何分右病症故万事勤り不申候、無是非御事二御座候（右之任合二御座候）

一任御心易御差図申上候義二而者無御座候得共、私跡役之義者平兵衛殿倅虎吉江被為仰付候得者急度相勤申候、同人義昨年渡辺様御覽之通り之人物二而万事慥宜敷小發明二も御座候、虎吉二而跡役随分相勤り勿論此男壯年無病違者もの二而御座候

一庄屋役之義者同人舍弟佐市郎へ被為仰付候ハ、親平兵衛差図候而急度相勤申候、右体二相成候ハ、百姓方も安心、先村方も治り申候、此義者御差図ケ間敷申上候得共、乍失礼任御心易御内々御尊申上候義二御座候

一平兵衛殿義、名前倅虎吉へ相穰（穰）り自分者隠宅へ退き候様之存心二御座候、是ハ先順道之義二御座候ハ、親子共大慶之義二御座候、先右之趣御内々申上度何分追而之義者宜敷奉頼上候、頓首

（文政二年）
六月十一日

伊藤
様
渡辺

〔A17-1〕

（文政二年）
辰二月朔日出

一筆奉啓上候、未余寒強御座候処今般殿様益御機嫌能被為遊御座、恐悦至極奉存候、然者殿様御儀中奥御番被為 仰蒙、恐悦至極奉存候、随而為御肴料金子式百疋奉捧候間、御前宜敷御披露奉頼上候、右御祝儀申上度如斯御座候、恐悦謹言

二月朔日

岩崎平兵衛

山名一学

岩崎清兵衛

御両所

〔A17-2〕

去月九日出之御書翰同廿日着拜見、先以 御殿様益御機嫌克被為遊御座候、奉恐悦候、然者去月廿七日 御殿様御儀中奥御番被為 仰蒙、恐悦至極奉存候、因茲百姓方へ茂申渡候処、一統恐悦奉存候間、御前宜敷御披露奉頼上候、右御祝儀申上度如斯御座候、恐惶謹言

（文政二年）
二月朔日

岩崎平兵衛

岩崎清兵衛

御兩所

【A17-3】

一筆啓上仕候、余寒尔今難退候処、御兩人様弥御安泰可被成御座候、珍重奉存候、殿様御儀中奥御番被為 仰蒙、恐悅至極奉存候、随而金子百疋宛御兩所様へ進上之仕候、御笑納被成下候ハ、忝存候、右御祝儀申上度如斯御座候、恐惶謹言

二月朔日

岩崎平兵衛

山名一学

岩崎清兵衛

御兩所様

【A17-4】

正月九日出之御章簡同廿日着拜見、先以 殿様益御機嫌能被為遊御座、恐悅至極奉存候、各様弥御安泰可被成御座、珍重奉賀候、村方無別条罷在候

一去月廿七日 御殿様中奥御番被為仰蒙、恐悅至極奉存候、右御転役之義御入用向も御座候処、何分御借財多く之義二付御借用増二相成候而も御返済方御六ヶ敷、其上寅年・卯年兩御知行所とも格別之相場下落、旁以御勝手御難渋之時節被仰聞、御尤奉察上候、右御入用金之分高百石二付金三兩之積りを以差上候様被仰聞、早速百性方へ申談候処、百性方も難渋之時節二御座候得共、此度之御入用無扱御義と奉存候而、則金三十兩差上候間、御前宜鋪御披露奉頼上候、右得御意度如斯御座候、恐惶謹言

二月朔日

兩人

御兩所様

【A18】

以剪紙申上候、時節暖和相成候処御兩所様弥御安泰可被成御座、珍重奉存候、然者旧臘私親類共稲葉村岩崎善助与申者御地へ罷越候付、幸之義私身上之義同人江申含置候処、当正月 御屋敷江御伺申上候処、早速御兩人様懸御目何箇御咄申上候様同人申居候、其節者重々御馳走被下置難有仕合与歎居申候、私よりも厚御礼申上候様申居候、併御多用之御中賑御面倒、殊二御馳走被下置候段、甚以御氣之毒重々難有奉存候

一身上之義定而委敷御聞取被下候哉と奉察候、此義も平兵衛親子へも篤与相談仕、跡々申上候間、其節者万事宜敷御取持一入奉頼上候

一何箇箱善助江御渡し被下候処、右同人荷物与一所二舟廻しニ致し置候様申居候、定而御願申上置候（利和）巨勢様御昏与奉察候、着仕候ハ、跡より御報可申上候

一善助義先月廿日当着仕候、何箇申上度候得共跡々奉申上候、右之趣申上度如斯御座候、恐惶謹言

三月十二日

岩崎清兵衛

御兩所様

【A19-1】

文政三 辰七月廿二日出

以剪紙奉申上候、秋暑難去御座候処 上々様益御機嫌能被為遊御座、恐悅至極奉存候、次各様弥御勇健被成御勤役、珍重之御義奉存候

一旧冬稲葉村善助を以何箇御内意奉申上候処、御承知被成下千万難有奉存候、右二付此度願書差出候間、何卒御前宜敷候様御執持被成下、私願之通成就相

成候様御取計一入奉願上候、万事必災（災）も御座有間敷候へ共別昏願書之通之仕合故、無扱休役奉願上候御事二御座候、此段御推察被下 御前御機嫌不被為

損候様御取持之程具々も奉願上候

一昨年悴清五郎へ役義見習被為 仰付難有奉存候、然処別紙願書差上候仕合ニ御座候故、今度 御書下乍恐奉差上候間御落手可被下候、猶又右同人成人之上者宜敷御仁恵之程奉願上置候、先者右之趣申上度如此御座候、恐惶謹言

七月廿二日

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A19—2】

乍恐奉願上候

岩崎清兵衛

一先年私義温病相悩、其節温氣耳へ上り四五ヶ年程誠ニかな響ニ罷成、服薬・養生追々全快仕、併未温氣相残折々耳へ上り物言聞へ兼、其上惣身折々痛元来私多病之生立、近年病身弥増氣を鬱し、誠ニ健忘之如く旁以甚難義仕、御公用向者勿論、村方公事訴訟双方相札候節も免角聞へ兼聞損候而者卒尔成事も申、甚困り入迷惑仕候、右之仕合ニ御座候間、何卒暫私休役被為仰付候様、御仁恵之程奉願上候、此段御承届被為成下、私願之通被為仰付被下置候ハ、御慈悲難有奉存候、以上

文政三年辰七月廿二日

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A20—1】

十二月五日

一筆奉啓上候、先以甚寒之節御座候処、先以 上々様益御機嫌能被為遊御座、恐悦至極奉存候、(亦懸)將御両人様弥御安泰御勤仕被成御座、珍重之御義奉存候、然

者一昨年以來奉願上候、私近年病身ニ付退役奉願上候処、御承届被為 成下、其上苗字帶刀御免格式是迄之通、猶亦玄米式石被下置候趣御達被成、重々广大之御仁恵冥加至極難有奉存候、乍憚 御前宜鋪御執成奉頼上候、先者右御請申上度如此御座候、恐惶謹言

十二月五日

岩崎清兵衛

御両人

二白

本文御請申上候通、私願重々广大之 御仁恵難有奉存候、是迎も全 御両所様之御執持故之義与重々難有奉存候、早速御請可申上筈之処、村方内見帳面調、旁以延引相成候段御高免可被成下候、猶此上御前体可然様宜敷御執成一入奉頼上候、且龜肴ニ而茂御両所様へ奉捧度奉存候得共、遠路之義故乍失礼方金百疋ツ、奉捧候間、御笑納被成下候ハ、難有奉存候、猶寒氣甚敷御座候間、随分御自愛專一可被遊候、頓首

十二月五日

【A20—2】

乍恐御請

私義、

近年病身罷成候ニ付、退役奉願上候処、御承届被為 成下、其上苗字帶刀御免、猶亦玄米式石被下置候趣御口達、重々广大之御仁恵冥加至極難有奉存候、乍憚 御前体宜鋪御執成奉願上候、因茲右御請奉申上度如斯御座候、以上恐惶謹言

十二月五日

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A21-1】

文政午八月廿六日

乍恐書付を以奉願上候

岩崎清兵衛

一是迄御領地村方取締郷方役被為 仰付、難有奉畏候処、其役病身旁以相勤兼候付退役御免奉願上候処、御聞届被為 成下難有奉存候、其以來者村方諸勘定立会被為 仰付、苗字帶刀御免其上御扶持米等被下置、重々御仁恵之程冥加至極難有奉存候、然ル処病身弥増追々及老年勤り兼候付、家名相統并二家督万事悴清五郎江譲り渡、私義隠居へ引籠度奉存候間、是迄之御役何卒御免被為 仰付被下置候様是奉願上候、是迄重々御仁恵冥加至極難有奉存候、何卒右奉願上候通御聞届被為成下候ハ、広大之御慈悲難有奉存候、以上

文政五年八月

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A21-2】

以剪紙奉啓上候、追々秋冷弥増御座候処、殿様益御機嫌克被為遊御座、恐悦至極奉存候、御兩所様弥御清榮被成御勤仕、珍重奉寿候、然ハ私義愚父跡役被為 仰付難有奉存候、然ル処近年病身弥増候付退役奉願上候処、御聞届被為成下難有奉存候、其以來ハ村方諸勘定立会被為仰付、苗字帶刀御免其上御扶持米等被下置、重々之御仁恵冥加至極難有奉存候、然ル処病身弥増追々及老年旁以勤兼、家名相統并二家督万事悴清五郎江譲り渡、私義ハ隠居へ引籠り度奉存候二付、別昏願書奉差上候間御前宜敷御執成被成下候様奉願上候、何卒私願之通御聞届被為成下候様御取持呉々も奉願上候

一悴清五郎義、未若年者二万事不調法勝、其段幾重二も御用捨被為成下候様奉

願上候、猶無御見捨清五郎追々御用も承候様、御心添之程呉々も奉願上候、是迄私御役も全御兩所様之御取持故之義与御懇恩之程忘不申、千万忝奉存候、先ハ御頼旁乱筆如此御座候、以上

八月(文政五年)

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A21-3】

以剪紙啓上仕候、秋冷弥増御座候処、御家内様御揃弥御清榮可被成御座、珍重奉寿候、然ハ昨年御上り被遊候節御頼申上置候品々、其向へ御頼被下候趣先便平兵衛方へ御通達被下、嚙御面倒忝奉存候、同人御通達之趣申聞候、何卒大田蜀山人之墨跡早々出来候様、一入御働之程被下今一応先方へ御催促被下度厚奉願上候

一巨勢様へ御願被下候様御頼申上置候(加藤千慾)千陰先生之染筆物、何二而も不苦候間、何卒一葉拜領被為仰付候様、是又御取持厚御働之程呉々も奉願上候、毎々申出相待居候義二御座候、千陰大人之短冊・懐帟・色紙帖之内何れ二而も不苦候、若右三種無御座義二御座候ハ、千陰之名前御座候手帟二而も不苦候、巨勢様二而大体之品并二手帟之類者、定而数々可有御座候哉与奉存候間、何卒前書之内何二而も不苦候間、早々拜領被下置候様御取持之程一入奉願上候、日々相待居申御事二御座候

一蜀山人も追々御老年二御成被成候間、御染筆三幅对何卒早々御出来被下候様、御如才も御座有間敷候得共御油断なく御取計奉願上候、蜀山も御老年之事故私も甚以急き二御座候、此段御推察被下度奉願上候、前書申上候千陰先生染筆もの 巨勢様へ何卒厚御願被下度、呉々も奉願上候、先者右御頼申上度如此御座候、頓首

八月(文政五年)

岩崎清兵衛

伊藤六右衛門様

【A22-1】

文政五年午十一月晦日

去十月十八日出之御尊翰霜月廿五日着、奉拜見候、先以甚寒之節御座候処、御殿様益御機嫌克被為遊御座、恐悅至極奉存候、御兩人様弥御清榮被成御座、珍重奉寿候、私義近年病身二付勤り兼候二付、隱居仕度候被為仰付被下置候様奉願上候処、御承届被為成下候、願之通願上候通此度隱居被為仰付、御仁惠之程重々難有奉存候、乍憚御前宜敷御受申上候段、御披露御願上候、右御請猶又悴清五郎未若年者御座候処、御仁惠を以苗字帶刀御免其上村方諸勘定立会被為仰付、其上玄米式石被下置候段冥加至極難有奉存候、御仁惠之程重々難有奉存候、乍憚御前宜敷御披露奉願上候、先者右御請奉申上度奉捧愚札候、恐惶謹言

十一月晦日

岩崎清兵衛

伊藤様

渡辺様

【A22-2】

清五郎

御書下難有奉拜見候、此度若年之私江以 御仁惠苗字帶刀御免・村方諸勘定立会被為仰付、其上玄米式石被下置候段奉恐入候、御仁惠之程冥加至極難有奉存候、乍憚御前宜敷御請申上段、御披露奉願上候、恐惶謹言

十一月晦日

清五郎

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

【A22-3】

一筆啓上仕候、先以甚寒之節御座候処、御兩人様并御家内様御揃御清榮被成御座、珍重之御儀奉寿賀候、然者私儀近年病身付御役勤り兼、其上及老年旁以隱居奉願上候処、御承届被成下御書下頂戴御仁惠之程幾重二も難有奉存候、全御兩所様之御執持故之義与重々難有奉存候

一此度悴清五郎江苗字帶刀御免・村方諸御勘定立会被仰付、其上玄米式石被下置御仁惠之程冥加至極難有奉存候、是迎も全御兩人様之御取持被成下候義与家内一統大悦千万難有奉存候、併若年者万事不行届勝二御座候間、此上者何分厚く御差図被成下候様一入奉願上候、諸事不調法者万端御心添之程呉々茂奉願上候、猶追々寒氣弥増候間随分御自愛專一可被遊候、頓首

十一月晦日

岩崎清兵衛

伊藤様

渡辺様

【A22-4】

一筆奉啓上候、甚寒之節御座候処、御兩人様弥御清福可被成御座、珍重奉恐賀候、此度若年之私江苗字帶刀御免・村方勘定立会被為仰付、其上玄米式石被下置候段、御書下頂戴冥加至極難有奉存候、是迎茂全御兩人様之御執持故之義与御懇心之段重々難有奉存候、併若年之私万事不行届勝之段奉恥入候、此上之義者万端厚御差図被成下候様偏二奉願上候、愚夫同様二思召被成下、永く相勤り候様御心添之程呉々も奉願上候、御兩所様厚思召を以御取立之程重々難有奉存候、先者右御礼奉申上度奉捧愚札候、恐惶謹言

十一月晦日

清五郎

伊藤六右衛門様

渡辺利右衛門様

追啓奉申上候

輕少之至^品二而も捧度奉存候得共遠路之義二御座候得者、乍勝手方金百疋宛御両人様へ奉捧候間、御笑納被成下候ハ、難有奉存候、頓首